

**地域医療介護総合確保基金の活用について**

**1 要旨**

「広島県地域医療構想」を推進するために、医療機関の病床機能の転換や事業縮小等の係る自主的な取り組みに対し、当調整会議の協議を経たうえで地域医療介護総合確保基金を活用し該当する補助金（広島県地域医療介護総合確保事業補助金）が交付される。

**2 病床機能分化・連携促進基盤整備事業**

**(1) 広島県地域医療介護総合確保事業実施要綱（第2条第37号（ア））**

支給要件	<p><b>ア 目的</b> この事業は、医療機関の病床機能の転換や事業縮小等に係る自主的な取組を支援することにより、病床の機能の分化及び連携を推進することを目的とする。</p> <p><b>イ 事業の実施主体</b> この事業の実施主体は、病院又は有床診療所とする。</p> <p><b>ウ 事業内容</b> (ア) 回復期病床への転換に係る事業 回復期以外の病棟（室）を地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）へ転換(事業を実施する施設において10床以上の病床転換を伴うものに限る。)する際に必要となる施設・設備整備に対する支援を行う。なお、この事業を実施する施設については、病床機能報告において、整備後に「回復期病床」と報告することとする。</p> <p><b>エ その他</b> ウに掲げる事業を実施するに当たっては、その事業内容が、事業を実施する施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において、圏域の病床機能分化・連携の推進に即したものと確認されたものであることが必要である。</p>
------	---

医療機関名 (所在地)	補助事業名	対象事業（経費）	備考	
済生会広島病院 (安芸郡坂町北新地二丁目3番10号)	病床機能分化・連携促進基盤整備事業	回復期病床への転換に係る事業	広島2次医療圏に於いて現在、過剰となっている急性期病床を不足している回復期病床に転換するために病棟改修を行い、また病床機能転換に伴い必要となるリハビリテーション機能を充実するためにリハビリテーション訓練室の拡張を行う改修工事費	本館5階の許可病床55床、稼働病床41床の急性期病棟を許可病床41床、稼働病床41床の地域包括ケア病棟に転換する。 本館2階のカンファレンス室をリハビリテーション訓練室に用途変更する。

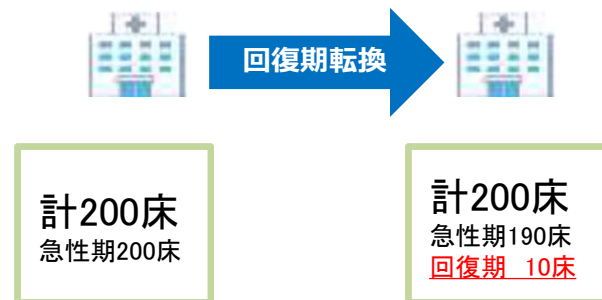
区 分	変更後	変更前
許可病床	41床	55床
(内訳)		
急性期病床	—	41床
地域包括ケア病床	41床	—
休床	—	14床

# < 病床機能分化・連携促進基盤整備事業 > 負担割合 事業者1/2 県1/2

## 「A 回復期病床への転換」に係る財政支援

回復期以外から回復期へ10床以上転換する際に必要となる施設・設備を補助

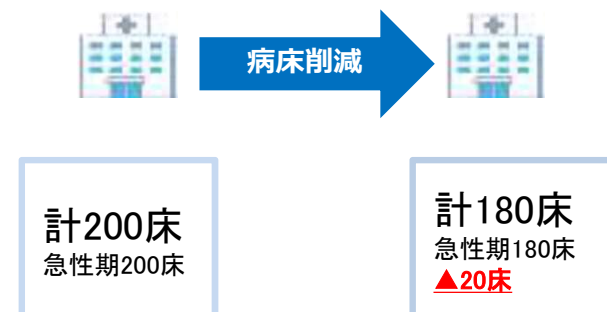
- ①増改築 1床当たり4,640千円
- ②改修 1床当たり3,406千円
- ③設備 1施設当たり10,800千円(1品当たりの単価100千円以上)



## 「B 医療機関の事業縮小」に係る財政支援

各圏域において過剰とされている病床を10床以上削減する際に必要となる費用を補助

- ①施設整備 1床当たり3,406千円
- ②建物処分 1床当たり2,320千円
- ③機器処分 1施設当たり5,400千円(H28.3.31まで取得したものに限り)
- ④退職金の割増相当額 1人当たり6,000千円



## 「C 複数の医療機関の連携による病床再編」に係る財政支援

複数医療機関間で合意し10床以上削減する再編計画の際に必要な費用を補助

- ①増改築 1床当たり 4,640千円
- ②施設整備 1床当たり3,406千円
- ③設備 1施設当たり10,800千円(1品当たりの単価100千円以上)
- ④建物処分 1床当たり2,320千円(H28.3.31まで取得したものに限り)
- ⑤機器処分 1施設当たり10,800千円(H28.3.31まで取得したものに限り)
- ⑥現給保障 1人当たり6,000千円(補助期間の上限 3年間)

